

住基ネットから情報取得に係る主な関係法令

○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抜粋)

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

別表第一 (抜粋)

七十三の二 社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による同法第十五条第一項第六号に掲げる業務として行う健康保険法第二百五条の四第一項第二号、船員保険法第百五十三条の十第一項第二号、私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項第二号、国家公務員共済組合法第百十四条の二第一項第二号、国民健康保険法第百十三条の三第一項第一号、地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第一項第二号又は高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第一項第一号の情報の収集又は整理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十三の三 国民健康保険組合

国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給、同法第七十六条第二項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十三の四 国民健康保険団体連合会

健康保険法による同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集若しくは整理、船員保険法による同法第百五十三条の十第一項第二号の情報の収集若しくは整理、私立学校教職員共済法による同法第四十七条の三第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国家公務員共済組合法による同法第百十四条の二第一項第二号の情報の収集若しくは整理、国民健康保険法による同法第百十三条の三第一項第一号の情報の収集若しくは整理、地方公務員等共済組合法による同法第百四十四条の三十三第一項第二号の情報の収集若しくは整理又は高齢者の医療の確保に関する法律による同法第百六十五条の二第一項第一号の情報の収集若しくは整理に関する事務であ

つて総務省令で定めるもの

○国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)(抜粋)

(連合会又は支払基金への事務の委託)

第百十三條の三 保険者は、第四十五條第五項（第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五條第五項に規定する連合会又は支払基金に委託することができる。

- 一 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六條第一項又は第二項の規定による保険料の徴収、第八十二條第一項の規定による保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務
 - 二 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六條第一項又は第二項の規定による保険料の徴収、第八十二條第一項の規定による保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務
- 2 保険者は、前項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者と共同して委託するものとする。

○社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)(抜粋)

第十五条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 (略)

六 保険者から委託された健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百五條の四第一項第二号、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十三條の十第一項第二号、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七條の三第一項第二号、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十四條の二第一項第二号、国民健康保険法第百十三條の三第一項第一号、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四條の三十三第一項第二号又は高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五條の二第一項第一号に掲げる情報の収集又は整理に関する事務を行うこと。